

統一的な基準による地方公会計について（概要）

1 これまでの経過

地方公会計の整備につきましては、発生主義・複式簿記の考え方の導入を図り、地方公共団体の財政の第3セクター等まで含めた全体像を適切に示すことを目的に、国からの要請により進められてきております。

（「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」平成 18 年度総務省事務次官通知）

山形市においては、平成 19 年度決算分から、総務省方式改訂モデルに基づく財務書類等を作成し公表してきました。

しかし、これまでは、固定資産台帳の整備が必須ではなく、また、各自治体で作成している財務書類等は、総務省方式改訂モデルや基準モデルほか複数のモデルが混在しており、各団体間の比較が困難である点が課題となっていました。

このことから、国は平成 26 年度に地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を示し、平成 29 年度までの移行を全ての自治体に要請しました。

（「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」平成 27 年 1 月 23 日付総務大臣通知）

これを踏まえて、山形市では統一的な基準による財務書類等の作成作業に着手し、平成 28 年度決算分から公表することとしました。

2 国の制度見直しの概要

地方公共団体における財務書類等の作成に係る統一的な基準を示すことで、次のことについて推進を図ることとしています。

- (1) 発生主義・複式簿記の導入
- (2) 固定資産台帳の整備・公表
- (3) 団体間での比較可能性の確保

3 財務書類

財務諸表は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書の 4 種類の表からなり、財務 4 表とも呼ばれています。また、これらの財務諸表に関連する事項についての注記及び附属明細書を加えたものを財務書類といいます。

(1) 貸借対照表

一定時点における「資産」と「負債」といった財政状況（残高）を一覧で示すものです。

(2) 行政コスト計算書

1 年間の行政活動のうち、資産形成につながらない行政サービスの経費（人件費や物件費等のコスト）とその行政サービスの直接対価（使用料等）となる財源を対比させたものです。

(3) 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部（「資産」－「負債」＝「純資産」であり、資産形成の財源として費やした市税や国県補助金等の額等）に計上されている各数値が 1 年間でどのように変動したかを示すものです。

(4) 資金収支計算書

資金の出入りの情報を示すものです

(5) 注記

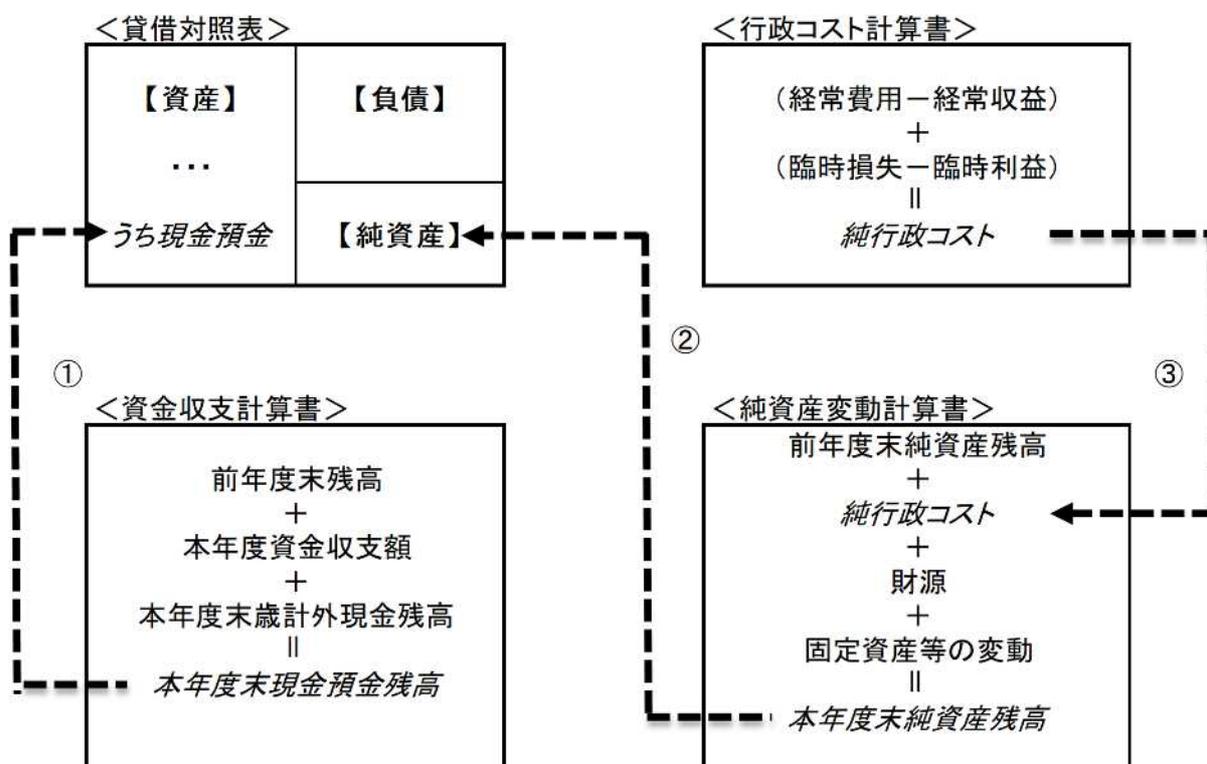
作成にあたっての評価基準、評価方法等重要事項を定めたものです。

(6) 附属明細書

財務諸表を作成するために必要な明細書です。

4 財務4表の関連性

財務4表はそれぞれ数値が関連しており、全体の相互関係は下表のとおりとなっています。



5 財務書類の作成区分

統一的な基準では、次の対象範囲が異なる3つの作成区分にて財務書類を作成しております。

一般会計等財務書類

財務書類の作成区分		中区分	小区分	会計・法人名等
↑ 連 結 財 務 書 類 ↓	↑ 全 体 財 務 書 類 ↓	普通会計		普通会計 (一般会計、区画整理事業会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計※2)
		公営事業 会計	法適用 公営企業	病院事業会計 他2会計
			法非適 公営企業	駐車場事業会計 他2会計
	その他		国民健康保険事業会計 他2会計	
		一部事務組合 ・広域連合		山形県消防補償等組合 他3組合 ※1
		地方三公社		山形市土地開発公社
	第三セクター 等	一般財団 法人		山形市都市振興公社 他4法人
		公益財団 法人		山形市文化振興事業団
		社会福祉 法人		山形市社会福祉事業団

※1 平成30年度より山形県自治会館管理組合を連結財務書類に含めております。

※2 令和元年度より母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計を一般会計等財務書類に含めております。

6 公表する資料

- (1) 一般会計等財務書類
財務4表、注記、附属明細書
- (2) 全体財務書類
財務4表、注記、附属明細書(一部)
- (3) 連結財務書類
財務4表、注記、附属明細書(一部)